

白河市景観まちづくり支援事業補助金交付要綱

平成27年白河市告示第159号

改正

令和4年8月22日要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市景観条例（平成22年白河市条例第39号）第30条の規定に基づき、景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が同条例第26条第1項に規定する景観まちづくり協定の締結をするために必要な事業に対して、補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、協議会が魅力と活力を高めるまちづくりを推進するために地域に見合った景観まちづくり協定の締結に必要となる調査、検討、啓発等の活動を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金を受け、又は受けようとする事業は、この要綱による補助対象事業としない。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、市長が予算の範囲内で別に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会の定款、規約等
- (2) 協議会の構成員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(完了の期限)

第5条 規則第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた協議会（以下「補助決定者」という。）は、当該事業年度に係る補助対象事業を当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第16条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添え、事業完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業の内容が確認できる書類（写真を含む。）
- (3) 領収書等支払の事実が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（財産の管理及び運用）

第7条 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月22日要綱第27号）

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。